

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：16201
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2012～2013
課題番号：24730022
研究課題名(和文) 制憲期・再建期における合衆国憲法の基礎理論

研究課題名(英文) Constitutional theory of Reconstruction

研究代表者

岸野 薫 (Kishino, Kaori)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：70432408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、南北戦争および修正条項追加という事象が、アメリカの国家構造(主権概念を含む)ならびに憲法秩序に与えた影響を大局的に観察し、この時期に憲法秩序の変動はあったのか否かを解明することを目的としたものである。2年という研究期間では残念ながら網羅的な資料の読み込みができたとは言い難いが、現時点での小括としては、憲法秩序のパラダイムシフトともいえる状況は、内戦や憲法修正という事象からさえも、容易に生じるものではなかった、と判断している。

研究成果の概要(英文)：This survey is to reveal the change of constitutional theory in Reconstruction, in terms of constitutional history and constitutional thought. The key words are American Sovereigns, the will of the people, and equality.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：アメリカ憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 南北戦争後のいわゆる南部諸州再建期(1865-77年)合衆国憲法には、修正13条、14条、15条という3つの修正条項が追加された。この3つの修正条項追加は、制憲期における権利章典の追加に次いで、アメリカ憲政史において重要なモメントであったといわれている。実際、修正条項をめぐる審議の過程を概観すると、アメリカにおける自由の意味と、要石としての法の平等について、広範な議論が行われており、「自由と平等」にもとづく統治の意味が、深く問われた時期であったということを読み取ることができる。

(2) 歴史学者 Eric Foner は、主著 Reconstruction: America's Unfinished Revolution, 1863-1877 において、再建期を「第二の革命」または「第二の建国」と呼んでいる。また、Marshall 連邦最高裁判官は、この時期において、制憲期の憲法は失われ、新しい憲法が創造されたと述べている。それは、言い換えれば、合衆国憲法秩序がいったんここで断絶したという理解である。果たしてこのことが意味するものとは何なのか。たしかに、この時代の歴史を概観するかぎりでも、南北戦争の前後に、連邦制度や、国家と個人の位置づけ、共同体の理解などをめぐって、議論が深化したであろうという予測をつけることはできる。しかし、Marshall 連邦最高裁判官のいう新しい憲法の創造とは何であるのか。先の3つの修正条項によって、それほど大きな変容(革命的なまでの変容)が本当にもたらされたのであろうか。

この時期の憲法秩序に関心をもったのは、上のような歴史や法の専門家による一見インパクトある提言に対する疑問からであった。

(3) このような研究関心に対して、わが国のアメリカ憲法学・憲政史研究において、南北戦争・再建期というのは、制憲期やニュー・ディール期に比べ、先行研究が少ない時期にあたる(Lincoln に焦点を当てれば、多くの歴史研究に学ぶことができるが)。憲法学者の手によるものに限れば、再建期における連邦最高裁判決を読み解き、連邦最高裁の再定位をはかるものや、修正14条の成立過程や原意を探るものなどが、わずかにあるくらいであった。

たしかに、当時の主要な政治論争や連邦最高裁判決、法理論には、ほぼ奴隷制や黒人の権利というテーマが深く・浅く絡みこんでいるため、わが国のアメリカ法研究者には、普遍性のない、特殊アメリカ的な議論がなされた時期として、敬遠されるのかもしれない。しかし、この時期の重要性は、先に述べたとおりであって、(合衆国憲法制定期の研究をこれまで行ってきた報告者の立場からも)1776年の独立宣言に「理念」として描かれ

た平等の概念が、憲法に明示されるにいたった重要なモメントとして、その時代の文脈から再解釈することは、十分研究に値するものと判断した。

2. 研究の目的

(1) 南北戦争および修正条項追加という事象が、アメリカの国家構造(主権概念を含む)ならびに憲法秩序に与えた影響を大局的に観察し、Marshall 連邦最高裁判官のいうような何らかの憲法秩序の変動はあったのか否かを(合衆国大統領、連邦議会、連邦最高裁判所の三者の思想なども視野に入れ)解明する。

(2) なお、(1)をみる過程においては、常に国家的統合を忌避した州権派の存在を念頭におく。憲法制定および批准時に存在した新憲法をめぐる二項対立の図式(フェデラリスト vs. アンチフェデラリスト(連邦派 vs. 州権派))は、合衆国憲法制定後も事あるごとに表面化し(ヴァージニア=ケンタッキー決議、関税法無効論争など)、最終的に南北戦争という内戦へといたることとなる。自己統治、人民主権、国家の多様性など、決して反民主主義的とはいえない州権派や南部の理論は、なぜ各モメントにおいて優勢な思想となりえなかったのか。再建期の国制論にも注目する。

(3) また、本研究以前から、報告者は、これまでアメリカ憲政史において、3度の「憲法政治」があったという Bruce Ackerman の提唱(「制憲期」、「再建期」、「ニュー・ディール期」という3つのモメントにおいて、共和主義の理念に支えられた「憲法政治」が行われたという説)に注目してきたのであるが、その Ackerman は、また憲法解釈の場面で、制憲期と再建期を統合して解釈するという視点を提示している。この主張の意味するところと有効性の検討を行い、さらにそれを通じて、憲法史(過去)が、目の前にある憲法問題(現在)に対して、どういった形で影響を及ぼしうるのかについても考えてみたい。そのうえで、制憲期や再建期における憲法理論が、現代の憲法理論といかなる連関をもつか(あるいは全く意味をもたないか)検討を試みる。

3. 研究の方法

以上の研究の目的に対して

(1) まずは先行研究の整理を行った。主に対象としたのが、憲法解釈を行う際、原意や歴史を重要視する憲法学者や、憲法史に造形の深い歴史学者による文献である。とりわけ、膨大な史料の読解を前提とした後者の研究を射程に入れることで、従来の日本におけるアメリカ憲法研究には少ない、多角的な考

察を行いうるものと考えた。

ここでの整理を終えたうえで、最終的により具体的な課題の析出・設定と、先行研究のまとめを行った。

(2)次に、(1)で析出した具体的な課題に対して、1次文献の収集および分析を行った。対象期間内の連邦最高裁判決や、連邦議会議事録、講演録など一次資料の収集を行い、これを読み解き、課題について分析を行った。

4. 研究成果

(1)3つの修正条項の制定後の運用や再建期の連邦最高裁判決をたどることで明らかになったのは、南北戦争期に、南部の州権論争に対峙する形で提唱された「ひとつの人民」というロジックからの明らかな後退である。

奴隷解放の象徴ではありつつも、南北戦争期、急進派と保守派の調整装置でもあったLincolnは、次のような平等観をもって「ひとつの人民」論を説いていた。「(独立宣言の起草者は)すべての人があらゆる点で平等であると宣言するつもりはなかった。彼らはすべての人が肌の色や体の大きさ、知性や道徳心、社交性において平等だというつもりはなかった。(彼らの考えるのは)『不可譲の権利、とりわけ生命、自由、幸福追求』における平等なのであった。」

ところが、再建期の政治社会において、修正条項は、黒人の人権保障に十分に資するものではなかった。連邦最高裁も、抽象的なその文言を、黒人のために積極的に解釈することはなかった(最高裁判決の法と政治の次元における考察にもとづく)。当時の新聞などを概観するところ、そうした態度は、再建期の世論の立場を反映していたものと思われる(司法審査とpopular constitutionalism(Larry Kramer)か)。結局、黒人が真の意味での政治的平等や社会的平等を獲得するにいたるまでには、まだかなりの時間を要したのである。

このように、本研究開始にあたり解明すべきと考えていた憲法秩序のパラダイムシフトともいえる状況は、内戦や憲法修正という事象からさえも、容易に生じうるものではなかったことがここまでの検討から明らかとなった。もっとも封建体制を経験しないアメリカが、国家としての自己意識を急激に高め、「国家」や「主権」という観念についての議論を深めた契機として(たとえばLincolnは、ゲティスバーグ演説において、「連邦」ではなく「国家」という言葉を多く使ったといわれている)、その時代の重要性は失われないものとする。そこで展開された共同体を維持するための排斥の理論は、今日でも問題となる公私区分論と、連関をもつものでもあった。

しかしまだ、再建期の憲法秩序を明確に定義づけるまでにいたっていないと考える。今日における再建期の意義をさらに正確に捉えるため、その時代の再解釈を進めていくつもりである。

(2)最後に、研究開始にあたって予定していた最終的な結論(再建期における憲法秩序の変動の存否とその程度)については、(1)のように小括できるとどまり、研究期間中に確固とした結論を得ることができなかった。2年では扱いきれないテーマ設定であったかもしれないが、資料の不足と研究の進行の不十分さを感じている。反省のもと、今後、この2年間の助成を受けて収集した1次資料をさらに読み解き、また、新たに獲得したいいくつかの視角をもとに、研究の深化に取り組んでいくつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

岸野 薫「ブライア裁判官の民主的憲法論 Stephen Breyer, Making our Democracy work」アメリカ法2012-1(2012年)査読無、83-88頁

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

岸野 薫「3章 アメリカ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』(共著)法律文化社、2014年出版予定

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岸野 薫 (KISHINO KAORI)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：70432408

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：